

鈴鹿市教育委員会告示第 7 号

鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市学校給食費等に関する要綱（令和 4 年鈴鹿市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																
別表 1 <table><tr><th>金融機関</th><th>事務取扱店舗</th></tr><tr><td>略</td><td rowspan="3">本店、全支店及 び全出張所</td></tr><tr><td><u>株式会社あいち銀行</u></td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	金融機関	事務取扱店舗	略	本店、全支店及 び全出張所	<u>株式会社あいち銀行</u>	略	略	略	別表 1 <table><tr><th>金融機関</th><th>事務取扱店舗</th></tr><tr><td>略</td><td rowspan="3">本店、全支店及 び全出張所</td></tr><tr><td><u>株式会社中京銀行</u></td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	金融機関	事務取扱店舗	略	本店、全支店及 び全出張所	<u>株式会社中京銀行</u>	略	略	略
金融機関	事務取扱店舗																
略	本店、全支店及 び全出張所																
<u>株式会社あいち銀行</u>																	
略																	
略	略																
金融機関	事務取扱店舗																
略	本店、全支店及 び全出張所																
<u>株式会社中京銀行</u>																	
略																	
略	略																

附 則

この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。